

2023年8月8日

神奈川労働局局長
木塚 欽也 様

神奈川県労働組合総連合
議長 住谷 和典
(印略)

2023年度神奈川県最低賃金の 改正決定に対する異議申し出書



「神奈川地方最低賃金審議会の意見に関する公示」がありましたので、下記のとおり異議の申し出を行います。

記

1. 神奈川県の最低賃金額を「1時間 1,112円」とする改定は不十分であると考えます。最賃時間額のさらなる引き上げを行うよう再審議を求めます。
2. 実効性のある中小企業支援策の実施や、全国一律制度を含めた地方間の最賃額格差の是正などについて、政府や中央最低賃金審議会など関係機関へ要望書などを提出することを求めます。

【理由】

1. 最低賃金額が生計費を充足していません

最低賃金法第1条「目的」の1番最初に記されているのが「労働者の生活の安定」です。また、「労働者の生計費」を考慮して定められるべきことが最賃法第9条に明記されています。

審議会委員の皆様も十分ご承知の通り、神奈川では非正規雇用労働者が約4割となるなかで、家計補助的ではなく主たる生計者として働く労働者が少なくありません。このことからも当然に、最低賃金額は生計費を満たす必要があると考えます。

今回の答申で示された「1時間 1112円」の最賃額では、フルタイムで働いたとしても、年収で200万円強にしかなりません。この年収水準で普通に暮らすことが難しいことは容易に想像ができます。さらに、今般の物価上昇によって最低賃金近傍で働く労働者の生活が苦しくなっていることは、公労使の共通認識ではないでしょうか。最賃法の目的に照らして、「労働者の生活の安定」が実現できない最賃額水準を放置することは許されないと考えます。

最低賃金法の目的に沿い、憲法25条「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」も保障する、最低賃金額に引き上げることを求める。

2. 健全な経済と社会の発展のために最低賃金の引き上げを

賃金が上がらない異常な状況に対する認識は広がっています。十分な賃上げのないことが、経済成長もできない要因になっていることは明白です。青年層の労働者などが、賃金・所得が低いため結婚・子育てをあきらめ、少子化による社会の衰退を招いていることも指摘されています。

健全に経済や社会を発展させるため、社会全体の賃金引き上げ・底上げが必要不可欠であり、最低賃金の果たす役割は極めて重要であると考えます。

今回の最賃答申額は、県内の物価上昇率を若干下回るものであり、これでは今的生活水準を守ることで精一杯です。新たな消費を喚起することや、結婚・子育てなど新たな生活設計をつくっていくことはできません。

県内の経済や社会の健全な発展に果たす最低賃金の役割を審議し、大幅引き上げを決断していただくよう求めます。

3. 課題の解決・解消にむけて

「改定決定に関する報告書」にもあるように、労務費の価格転嫁は課題として共通認識になっていると思います。当然に、当該事業者による努力が求められますが、商取引の力関係によって難しいことも現実であると思います。

価格転嫁を進めていくことや、使用者側から出された中小・小規模事業者への支援について、国が果たすべき役割は重要です。

また、地方間による最賃額の格差が、「事業者の競争力」や「労働者の流出」などの問題になっており、格差是正も重要な課題です。

これらは一つの地方だけの課題ではないことから、他地方の審議会においては、答申のなかに政府に対する要望を入れることや、付帯決議や「要望書」の発出が行われています。

全国トップクラスの経済規模、労働者数である神奈川の最賃審議会の意見は、相当の重みをもつものと考えます。全国的に共通する課題の解決・解消にむけて、国など関係機関に対する「要望書」などを発出していただくことを求めます。

以上